最終更新日:2015年7月9日

橋本総業株式会社
代表取締役社長　橋本政昭
問合せ先:執行役員会計グループ長　佐々木地平
証券コード:7570

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「環境・設備商品の流通とサービスを通じて、快適な暮らしを提供する」という基本理念に基づき、「設備のベストコーディネーター」「流通としてのベストパートナー」「会社としてベストカンパニー」の「3つのベスト」を推進し、当社に関心を持っていただける全ての方々に「ありがとう」と言って頂ける会社を目指しております。
そのために、当社を取り巻く経営環境の変化に迅速に対応し、経営の効率性、透明性を向上させて、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様から正しい理解と信頼を得るため、コーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ハット企画	2,610,080	26.97
橋本総業従業員持株会	612,062	6.32
橋本政昭	536,027	5.54
橋本総業取引先持株会	429,370	4.44
株式会社三井住友銀行	247,500	2.56
日本生命保険相互会社	220,000	2.27
橋本総業得意先持株会	128,500	1.33
阪田貞一	114,020	1.18
TOTO株式会社	110,000	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宇野輝	他の会社の出身者											
松永和夫	他の会社の出身者											
相京重信	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇野輝	○	旧住友銀行取締役支店長、三井住友カード副社長、SMBCコンサルティング会長、ゆうちょ銀行常務を歴任し、現在京都大学経済学研究科経済学部特任教授。株式会社三社電機製作所社外取締役。独立役員に指定しております。	過去に当社の主力銀行である三井住友銀行(当時は住友銀行)及び同行関連会社等に勤務経験があるが、当該銀行は、多数の取引銀行の一つであり、当社の経営に及ぼす影響は皆無であると認識しております。長年に亘り金融機関及び一般企業の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、経営に有効な助言を期待し、社外取締役として選任しており、独立役員に指定しております。
松永和夫		一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授 住友商事株式会社社外取締役 高砂熱学工業株式会社社外取締役 名古屋大学客員教授 損保ジャパン日本興亜損保株式会社顧	長年に亘り経済産業省において要職を歴任され、資源エネルギーや産業政策等の分野で培った広範な見識に基づき当社及び当社子会社

		問 ソニー株式会社社外取締役 一般財団法人中東協力センター理事長 旧経済産業省事務次官	の経営に有効な助言を期待し、社外取締役として選任しております。
相京重信		旧住友銀行執行役員人事部長、三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員、旧日興コーディアル証券代表取締役会長、SMBC日興証券代表取締役会長を歴任し、現在SMBC日興証券株式会社顧問	長年に亘り金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、当社及び当社子会社の経営に有効な助言を期待し、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は定期的に会計監査を実施し、監査役はその会計監査人から監査報告書の提出を受け、意見交換を行っております。
監査役は、状況によっては内部監査部門の監査に同行し、また内部監査報告書や改善命令書の提出を求め、必要に応じて助言、勧告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森口昭治	他の会社の出身者													
中村中	他の会社の出身者													
吾妻裕	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森口昭治		旧住友銀行(現三井住友銀行)	森口昭治氏は、金融機関における豊富な知識と経験を有しており、他社において会社経営に携わり、人物面もすぐれているため。

中村中		(株)ファインビット　代表取締役 旧三菱銀行(現三菱東京UFJ銀行)、中小企業診断士	中村中氏は、財務及び会計に関する相当の知識を有しており、経営管理のほか法令等にも明 るく、人物面もすぐれているため。
吾妻裕	○	吾妻裕公認会計士事務所 旧あずさ監査法人代表社員	過去に当社の会計監査法人である有限責任あずさ監査法人(当時は朝日監査法人)の代表社員としての勤務経験があり、現在は吾妻裕公認会計士事務所の所長として監査業務に従事しており、経験を活かした経営全般の監査及び経営に有効な助言を期待し、社外監査役として選任しており、この度独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

・評価の指標・・・・・・社内予算の達成度合、社員による多面評価(上司、部下)
・目標水準・・・・・・・・社外公表値ベース
・支給の連動幅・・・・±10%前後

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役

該当項目に関する補足説明 更新

退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション導入。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
有価証券報告書に取得後の報酬を社内・社外別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役の補佐は経営管理部が行っており、取締役会の招集及び議題の通知を行っております。常勤監査役が社外監査役を補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行体制
　取締役会は、経営方針や経営戦略の決定を行う機関と位置づけ、さらに取締役会の意思決定に基づき、各エリアの統轄責任者であるエリア長と本部スタッフで構成される執行会議を1回／月開催し、進捗状況を確認する体制を採っています。そして、具体的な業務推進状況の報告、方針の伝達徹底機関として部支店長以上で構成される予算会議を1回／月、開催しています。一方、本部のスタッフに関しては部支店の横断的な事項についてエリア長会議、予算会議で各分野の方針を確認し、会社方針の徹底を図る体制としています。

また、監査役は定められた基準に従い、取締役会及び重要な会議等への出席や、財産、取引の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。
さらに、必要に応じて各本部の担当役員で構成される経営会議で、経営の重要事項について審議しております。また意思決定の迅速化、後継者の育成等を目的とした執行役員制を導入しております。

2. 監査体制
(1)内部監査
・社長直属の監査部を設置し、業務部門とは分離・独立したセクションとして定期的に監査を行い、経営の合理化、能率化及び業務の適正な遂行に関わる健全性の維持を図っております。
・また、エコステージ活動を通じて、品質管理・環境マネジメントの観点からも各業務部門の業務遂行状況をチェックしております。
・内部監査部門、監査役会ともに年間の監査計画書に基づき監査を実行しております。特に監査役会は内部監査部門との緊密な連携をとっており、必要に応じて、内部監査部門に対し、内部監査報告書並びに是正措置・予防処置要求書兼報告書の提出を求め、必要な助言、勧告を実施しております。
・取締役会への提出書類並びに付議事項については、監査役が事前に管理部門担当役員立会のもと閲覧し、個別にチェックを実施しております。
(2)会計監査
会計監査は有限責任あずさ監査法人を選任しており、会計及び会計に係る内部統制の適正及び適法性について第三者としての視点より助言・指導を受けております。

3. 社外取締役及び社外監査役との関係
独立役員として指定している社外取締役宇野輝氏は、長年にわたり多くの金融機関での経営に携わられており、その経験を通じて培われた企業経営に関する豊富な経験と高い見識をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性に有効な助言を行っております。
社外取締役松永和夫氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年に亘り経済産業省において要職を歴任され、資源エネルギーや産業政策等の分野で培った広範な見識に基づき当社及び当社子会社の経営に有効な助言を行っております。
社外取締役相京重信氏は、長年に亘り金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、当社及び当社子会社の経営に有効な助言を期待するものであります。
社外監査役森口昭治氏は、長年にわたる金融機関での経験と会社経営者としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性に有効な助言を行っております。
社外監査役中村中氏は、長年にわたる金融機関での経験とコンサルティング企業の経営者の経験があり、幅広い知識と豊富な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性に有効な助言を行っております。
社外監査役吾妻裕氏は、長年にわたる監査法人での役員経験があり、会計・財務の専門的知識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性に有効な助言を行っております。
社外取締役及び社外監査役は、必要に応じて、内部監査部門(監査部)及び内部統制部門と連携し、取締役会、監査役会、コンプライアンス委員会等において適宜報告及び意見交換を行っております。
なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する基準等を参考にしております。
当社と社外取締役及び社外監査役との間には、特筆すべき人的関係、資本的関係及び取引関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社としましては、取締役会において、社外取締役及び社外監査役による専門的かつ客観的な意見を取り入れ、業務の遂行における経営監督機能を強化する体制を図ることが、コーポレートガバナンスの強化に資するものであり、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様からの信頼を確保していく上でふさわしい体制であると考えることから、現状のコーポレートガバナンス体制を選択しております。また、コンプライアンス委員会において、法と規制の遵守、及びリスクへの対応と対策を検討できる体制を整えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と期末の決算説明会を定期的に開催しております。また、必要に応じて、四半期の決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信及びその他開示情報、有価証券報告書、財務ハイライト、株式情報、中期の取組み等について記載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	1.「環境、設備商品の流通とサービスを通じて快適な暮らしを提供する」を基本理念として掲げ、環境関連商品の販売及び環境負荷の低減につながる活動や環境情報提供にて環境経営を実践していくことを重要な課題としております。 2. エコステージの認証維持、ステップアップに努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「7つのステークホルダーの皆様から『ありがとう』と言ってもらえる会社を目指す」ために、 1. 設備のベストコーディネーター　－最適提案 　－施主様、工事業者様にベストな設備をご提案 2. 流通としてベストパートナー　－共に栄える 　－得意先様、仕入先様、当社グループで3位1体のベストなしくみの構築 3. 会社としてベストカンパニー　－いい会社に 　－株主、社員、社会からベストといわれる会社作り をわが社の使命として、ステークホルダーとの良好な関係を築くことを目指しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社グループは、管理本部長を委員長とし、弁護士など外部専門家を委員に加えた「コンプライアンス委員会」を設置し、取締役及び従業員が法令、企業倫理、社内規程の遵守の観点から適切な日常活動に努めるよう推進しております。また、業務に関連する法令の制定、改正及び当社のリスクに対する方針についても、コンプライアンス委員会にて対応を検討しております。
(2)取締役及び従業員の「行動規範」を制定し、周知徹底を図っております。
(3)「コンプライアンスに関する相談窓口」を社内・社外に開設し、違法、不当と考えられる行為を発見した場合に直ちに相談できる通報体制及び監査部による社内各部門の定期的監査による、不当行為のチェック、改善を図る体制を継続しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
(1)当社は業務の運営に対して、情報を保存、管理に関する社内規程を有しています。取締役の職務執行に関しても当該社内規程に基づいて処理することとしています。
(2)特に、当社の運営に関わる重要な情報の保護及び公表に関しては内部情報管理規程、また文書管理については文書管理規程、機密文書管理規程を定め、これに基づき管理しています。更に文書の保存については文書保存基準にて情報の保存、管理を行う体制としています。
(3)各規程類は管理担当部門が審査、保管する体制とし、必要に応じて改廃を行っています。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
(1)与信管理
・取引先の与信管理としての売上債権管理は総務部が統括し、社外からの情報も勘案の上、社内ルールに基づき日々の総債権のチェックを行います。
・また、営業部支店が定期的に提出する報告に基づき、取引先の信用状況及び売掛債権のリスク度を総務部がチェックし、各営業部支店における売掛債権の健全度に関する認識を統一、一元化する体制としており、管理本部との間で方針の徹底を図っています。
(2)資金管理
・売上に係る代金回収(売掛金管理)及び仕入に係る支払(買掛金管理)はともに経理部が集中処理を行い、営業部門から受領するデータと得意先や仕入先からの証憑との突合等を通じて正確且つ迅速な処理が行える体制としています。
・一定額以上の経費や投資が発生する案件の決裁は全て営業本部長と管理本部長を経ることとし、起案部門とは異なる本部によるチェックを行います。また、営業拠点をはじめ各部門で行われた経費処理は経理部にて個別に事後チェックしています。
・経理部による処理は別途に財務部が会計上、税法上の観点からチェックを行い、必要に応じて監査法人や税理士等の助言を受け適切な会計・税務処理を行う体制としています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は経営方針や経営戦略の決定を行う機関と位置づけています。更に取締役会の決定に基づき、各エリアの統括責任者であるエリア長と本部スタッフで構成される執行会議を1回／月開催し、進捗状況を確認する体制を採っています。
(2)また具体的な業務推進状況の報告、方針の伝達徹底機関として部支店長以上で構成される予算会議を1回／月開催しています。
(3)一方、本部のスタッフに関しては部支店の横断的な事項についてエリア長会議、予算会議で各分野の方針を確認し、会社方針の徹底を図る体制としています。
(4)さらに必要に応じて各本部の担当役員以上で構成される経営会議で経営の重要事項について審議しております。
(5)また意思決定の迅速化、後継者の育成等を目的とした執行役員制を導入し、経営の効率化を図っております。

5. 当該株式会社ならびに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社の連結子会社2社については、いずれも当社の取締役または執行役員がその会社の代表取締役に就任しており、取締役会の出席等により子会社の業務の適正を確認しております。
(2)一方、当社取締役会では各社の業務実績の報告及び計画の承認を行っています。
(3)また、当社の予算会議には各社の幹部社員が出席し、当社の業務方針の徹底を図る体制としています。
(4)さらに、監査部が定期的に関連会社の財務監査を行っています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
当社は監査役監査規程において監査業務の分担を定めることができ、また取締役に対して職務を補助すべき使用人を置くことを求められる体制となっていますが、現段階において監査役の職務を補助する使用人は設置していません。

7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人を設けていないため、本事項に関して特記すべき事項はありません。

8. 取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(1)監査役は監査役規程に基づき、監査役会に会計監査人、取締役もしくはその他の者から報告を受けることができる体制としています。
(2)また監査役は監査役監査規程に基づき取締役会のほか重要な会議に出席し、各案件の報告を受け、また意見を述べることができる体制となっています。
(3)また管理本部長と財務部長は取締役会の前日に監査役に対して取締役会議事内容を説明し、討議を行う体制としています。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は監査役規程に基づき、重要な会議への出席、文書の閲覧、財産の調査、取引の調査、実地調査、情報管理の調査、計算書類の調査を行うことができる体制としています。
(2)また定期的に会計監査法人と会合し、監査報告書、及び監査に関する資料を受取り、その内容の説明を受ける体制にしています。その際、当社の管理担当取締役他も出席し、監査上の重要な課題につき討議を行う体制としています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及びグループ会社は、反社会的勢力に対して、一切の関わりをもたず毅然とした態度で臨み、不当・不正な要求には屈することなく応じないことを基本姿勢としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
総務部を反社会的勢力の対応部署とし、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)へ加入し、講習会をはじめ情報交換会等で情報を収集し、平素から所轄の警察署、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士等と連絡を密にして迅速的確な行動がとれる体制を整備し

ております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

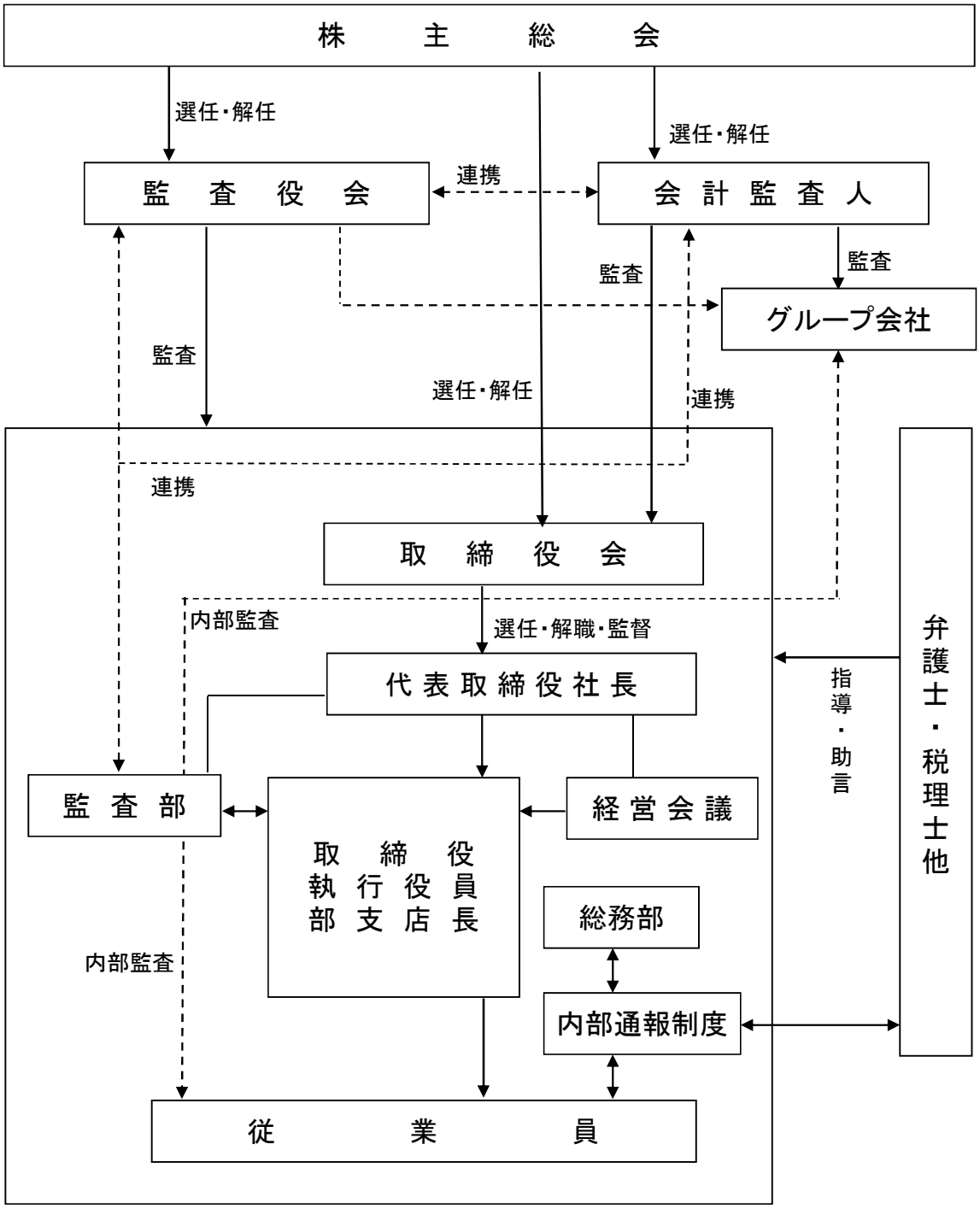
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

取締役9名（提出日現在）のうち社外取締役3名、監査役4名（提出日現在）のうち社外監査役3名となっております。取締役会は、経営方針や経営戦略の決定を行う機関と位置づけ、さらに取締役会の意思決定に基づき、各エリアの統轄責任者であるエリア長が責任を持って業務を遂行し、執行役員会議で進捗状況を確認する体制をとっております。

また、監査役は定められた基準に従い、取締役会及び重要な会議等への出席や財産、取引の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。

さらに、必要に応じて開催される経営会議は各本部の担当役員で構成され、取締役会に付議する事項、取締役会から委任された事項等、経営の重要事項について審議しております。


株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
監　査　役　会
連携
会　計　監　査　人
監査
監査
グループ会社
監査
選任・解任
連携
連携
取　締　役　会
内部監査
選任・解職・監督
代表取締役社長
弁護士・税理士他
指導・助言
監　査　部
取　締　役
執　行　役　員
部　支　店　長
経　営　会　議
総務部
内部通報制度
内部監査
従　業　員